

とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)及びとちぎリ・スキリング導入促進事業実施要領(以下「実施要領」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 目的、交付の対象である事業の内容、その交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	目的	交付の対象である事業の内容	交付の相手方
とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金	県内企業の生産性向上を図るため、DX推進等によるリ・スキリングの取組を促すことを目的とする。	雇用する労働者等に対して、教育訓練機関が提供する教育訓練を活用して行うリ・スキリングの取組、又は外部講師を活用して行うリ・スキリングの取組であって、実訓練時間数10時間未満のもの。	実施要領第4条のとおり

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	申請書に添付すべき書類の名称	添付書類の様式	提出部数	提出期限
とちぎリ・スキリング導入促進事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1 実施計画書 2 補助金計算書 3 外部講師要件確認書 (外部講師による事業内教育訓練を実施する場合) 4 その他知事が必要と認める書類	様式第1号-1 様式第1号-2	1部	知事が別に定める日

(補助事業の着手)

第4条 補助事業の着手は、補助金交付の決定通知を受けて行うものとする。

(補助条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の変更又は補助事業の内容の変更(次条に規定する軽微な変更を除く。)する場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は当該事業の遂行が困難となった場合において

は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を附することができる。

(軽微な変更)

第6条 前条第1項第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 実施計画書の実施主体、目的、実施期間その他主要な内容の変更

(2) 補助対象経費の増又は20パーセント以上の減

(変更・中止・廃止の承認)

第7条 第5条の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に変更（中止・廃止）の内容及び理由を記載し、必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者が規則第13条の規定により提出する書類は、次表のとおりとする。

提出すべき 報告書の名称	様式	報告書に添付すべき 書類の名称	添付書類 の様式	提出 部数	提出期限
とちぎり・スキリング導入促進事業 補助金実績報告書	規則の 別記様 式第2	1 実施報告書 2 補助金精算書 3 外部講師要件確認書 (外部講師による事業内 教育訓練を実施する場合) 4 その他知事が必要と 認める書類	様式第2号-1 様式第2号-2	1部	知事が別に 定める日

(補助金の請求)

第9条 補助事業者が規則第19条の規定により提出する書類は、次表のとおりとする。

提出すべき 請求書の名称	様式	請求書に添付すべき 書類の名称	提出 部数	提出期限
とちぎり・スキリング導入促進事業 補助金交付請求書	規則の 別記様 式第4	1 交付決定通知書の写し	1部	知事が別に 定める日

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7(2025)年10月28日から適用する。（令和7年度限りとする。）